

利用時の負担額＝サービス単位(負担割合証に書かれている割合で計算)＋食費＋滞在(居住)費＋日常生活費

## 従来型個室 10部屋 <利用料金目安/日>

### 第4段階

○住民税を課税されている方 ○同じ世帯に住民税課税者がいるが、本人は非課税の方

負担割合証が2割または3割と記載されている方は、単位数を2倍または3倍にしてください。(合計額を確認ください。)

個室	基本 単位数	加算 単位数	単位数計	食費	滞在費	合計額(上段～7/31・下段8/1～)			送迎加算(片道)		
						(1割)	(2割)	(3割)	(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	474	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6	480	～7/31 1,392	1,171	3,043	3,523	4,003	184	368	552
要支援2	589		595			3,096	3,576	4,056			
要介護1	638	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6 看護体制<Ⅰ>4 看護体制<Ⅱ>8	656	朝食 380 昼食 562 夕食 450		3,158	3,753	4,348			
						3,211	3,806	4,401			
						3,219	3,875	4,531			
要介護2	707	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6 看護体制<Ⅰ>4 看護体制<Ⅱ>8	725	8/1～		3,272	3,928	4,584			
						3,288	4,013	4,738			
要介護3	778	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6 看護体制<Ⅰ>4 看護体制<Ⅱ>8	796	1,445		3,341	4,066	4,791			
						3,359	4,155	4,951			
要介護4	847	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6 看護体制<Ⅰ>4 看護体制<Ⅱ>8	865	朝食 400 昼食 575 夕食 470		3,412	4,208	5,004			
					3,428	4,293	5,158				
要介護5	916	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6 看護体制<Ⅰ>4 看護体制<Ⅱ>8	934		3,481	4,346	5,211				
					3,497	4,431	5,365				
						3,550	4,484	5,418			

### 第3段階

○本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方

個室	単位<円>	加算	単位数計	食費	滞在費	合計	送迎加算
要支援1	474	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6	480	650	820	1,950	184
要支援2	589		595			2,065	
要介護1	638	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6 看護体制<Ⅰ>4 看護体制<Ⅱ>8	656			2,126	
要介護2	707		725			2,195	
要介護3	778		796			2,266	
要介護4	847		865			2,335	
要介護5	916		934			2,404	

### 第2段階

○本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方

個室	単位<円>	加算	単位数計	食費	滞在費	合計	送迎加算
要支援1	474	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6	480	390	420	1,290	184
要支援2	589		595			1,405	
要介護1	638	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6 看護体制<Ⅰ>4 看護体制<Ⅱ>8	656			1,466	
要介護2	707		725			1,535	
要介護3	778		796			1,606	
要介護4	847		865			1,675	
要介護5	916		934			1,744	

### 第1段階

○本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○生活保護を受給(※)している方

個室	単位<円>	加算	単位数計(※)	食費	滞在費	合計	送迎加算
要支援1	474	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6	480	300	320	1,100	184
要支援2	589		595			1,215	
要介護1	638	サービス提供体制強化 <Ⅲ>6 看護体制<Ⅰ>4 看護体制<Ⅱ>8	656			1,276	
要介護2	707		725			1,345	
要介護3	778		796			1,416	
要介護4	847		865			1,485	
要介護5	916		934			1,554	

※ 生活保護受給者については介護扶助があり、食費・滞在費のみ負担となる(自費請求を除く)

### ◎加算について(該当者のみ)

送迎加算

療養食加算 (23円/日)

医療連携強化加算 (58円/日)

長期利用者基本報酬減額 (▲30円/日)

ご自宅と、当施設間の送迎を行った場合の加算です。

医師の発行する食事せんに基づき、適切な療養食が提供された場合の加算です。

看護職員による定期的な巡視や緊急時の対応を取決めしている場合の加算です。

連続して30日を超えて施設を利用した場合、減算となります。

# 多床室 二人用:2部屋・四人用:4部屋《利用料金目安/日》

## 第4段階

○住民税を課税されている方 ○同じ世帯に住民税課税者がいるが、本人は非課税の方

負担割合証が2割または3割と記載されている方は、単位数を2倍または3倍にしてください。(合計額を確認ください。)

個室	単位《円》	加算	単位数計	食費	滞在費	合計額(上段~7/31・下段8/1~)			送迎加算(片道)			
						(1割)	(2割)	(3割)	(1割)	(2割)	(3割)	
要支援1	474	サービス提供体制強化《Ⅲ》6	480	~7/31	855	2,727	3,523	4,003	184	368	552	
要支援2	589		595	1,392		1,925	2,405	2,885				
要介護1	638	サービス提供体制強化《Ⅲ》6 看護体制《Ⅰ》4 看護体制《Ⅱ》8	656	朝食 380 昼食 562 夕食 450		2,842	3,753	4,348				
						2,040	2,635	3,230				
						2,903	3,875	4,531				
要介護2	707		725	8/1~		2,101	2,757	3,413				
						2,972	4,013	4,738				
要介護3	778		796	1,445		朝食 400 昼食 575 夕食 470	2,170	2,895				3,620
							3,043	4,155				4,951
要介護4	847		865	865		865	2,241	3,037				3,833
					3,112		4,293	5,158				
要介護5	916		934	934	934	2,310	3,175	4,040				
		3,181				4,431	5,365					
					2,379	3,313	4,247					

## 第3段階

○本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方

多床室	単位《円》	加算	単位数計	食費	滞在費	合計	送迎加算
要支援1	474	サービス提供体制強化《Ⅲ》6	480	650	370	1,500	184
要支援2	589		595			1,615	
要介護1	638	サービス提供体制強化《Ⅲ》6 看護体制《Ⅰ》4 看護体制《Ⅱ》8	656			1,676	
要介護2	707		725			1,745	
要介護3	778		796			1,816	
要介護4	847		865			1,885	
要介護5	916		934			1,954	

## 第2段階

○本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方

多床室	単位《円》	加算	単位数計	食費	滞在費	合計	送迎加算
要支援1	474	サービス提供体制強化《Ⅲ》6	480	390	370	1,240	184
要支援2	589		595			1,355	
要介護1	638	サービス提供体制強化《Ⅲ》6 看護体制《Ⅰ》4 看護体制《Ⅱ》8	656			1,416	
要介護2	707		725			1,485	
要介護3	778		796			1,556	
要介護4	847		865			1,625	
要介護5	916		934			1,694	

## 第1段階

○本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○生活保護を受給(※)している方

多床室	単位《円》	加算	単位数計	食費	滞在費	合計	送迎加算
要支援1	474	サービス提供体制強化《Ⅲ》6	480	300	0	780	184
要支援2	589		595			895	
要介護1	638	サービス提供体制強化《Ⅲ》6 看護体制《Ⅰ》4 看護体制《Ⅱ》8	656			956	
要介護2	707		725			1,025	
要介護3	778		796			1,096	
要介護4	847		865			1,165	
要介護5	916		934			1,234	

※ 生活保護受給者については介護扶助があり、食費・滞在費のみ負担となる(自費請求を除く)

### ◎加算について(全利用者)

- サービス提供体制強化加算《Ⅲ》 サービスを提供する事業所の介護職員の専門性やキャリアを評価する加算です。
  - 看護体制加算《Ⅰ》《Ⅱ》 看護師の配置の基準を上回り、看護師、病院との24時間連絡体制を確保している場合の加算です。
  - 介護職員処遇改善加算《Ⅰ》 利用した介護サービス全体の単位の合計に8.3%を計上したものがこの加算となります。
  - 介護職員特定処遇改善加算《Ⅱ》 利用した介護サービス全体の単位の合計に2.3%を計上したものがこの加算となります。
- 短期生活令和3年9月30日までの上乗せ分 コロナ感染症に対応するための特例的な評価として、9月末まで基本単位数に0.1%が上乗せとなります。

### ※その他の料金について

- 食費は1食分ずつ(食べた分のみ)の請求となります。
- おやつ代は食費に含まれておりません。食べた時に100円別途請求となります。
- TVの必要な方は100円/日でレンタルすることが出来ます。
- 送迎対象外地域(羽後町・旧湯沢市以外)への送迎は20円/kmとなります。
- 理髪料金及び生活用品は実費となります。